

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社本社営業所においてタクシー運転手として就労していた。

請求人によれば、同月〇日から乗務した車両の運転座席の調子が悪く、不自然な運転姿勢となり、腰痛が悪化したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「変形性腰椎症」と診断され、同年〇月まで同院において通院加療が行われた。また、同年〇月〇日にはD病院に受診し「変形性腰椎症」と診断された。

請求人は、変形性腰椎症は業務上の事由によるものであるとして、Cクリニックにおける療養について、療養補償給付を請求したものの、同年〇月〇日付けで、同請求を取り下げている。

その後、会社を退職した請求人は、「変形性腰椎症」は業務上の事由によるものであるとして、D病院における療養について、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した「変形性腰椎症」は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した変形性腰椎症が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の訴える腰痛について、E医師、F医師及びG医師の各意見書をみると、すべての医師が変形性腰椎症（以下「本件傷病」という。）と所見している。当審査会としても、上記医師らの意見は画像所見等による客観的根拠に基づくものであり、妥当であると思料する。

(2) 請求人は、本件傷病は業務に起因するものである旨主張するが、当審査会において、改めて一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人の業務は、引用する「判断の要件」に示す「腰部に過度の負担のかかる業務」に該当しないものと判断する。

(3) 本件傷病と業務との因果関係について、E医師及びF医師は、「不詳」としており、G医師は「変形性腰椎症は加齢により発症する変性疾患であり、タクシーの運転業務により発症するものではない。よって本件を業務上のものと考えすることは妥当ではない。」と述べている。当審査会としても、本件傷病は主に加齢に伴う変性を基盤に発症するものであると思料するところ、決定書理由に説示する請求人の就労状況をも踏まえると、G医師の意見は妥当であり、医学的にみても、請求人に発症した本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。